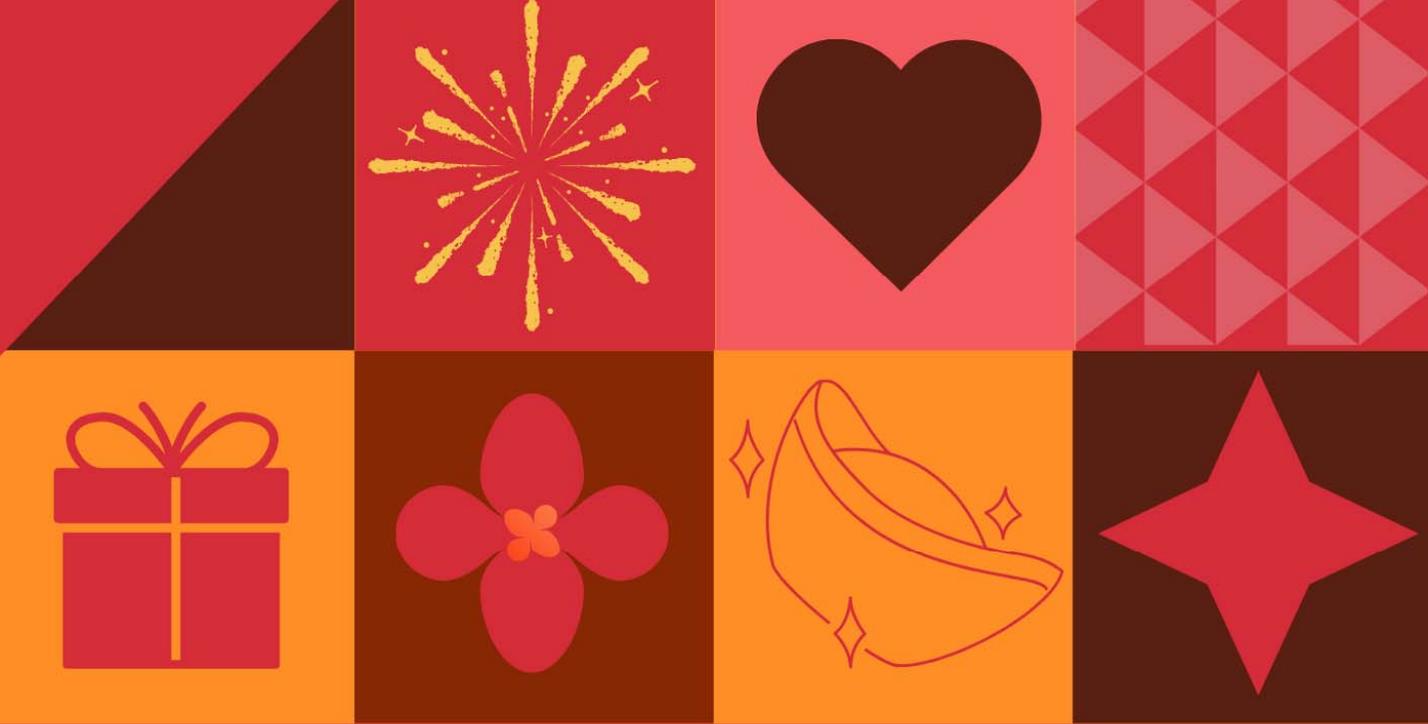


NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



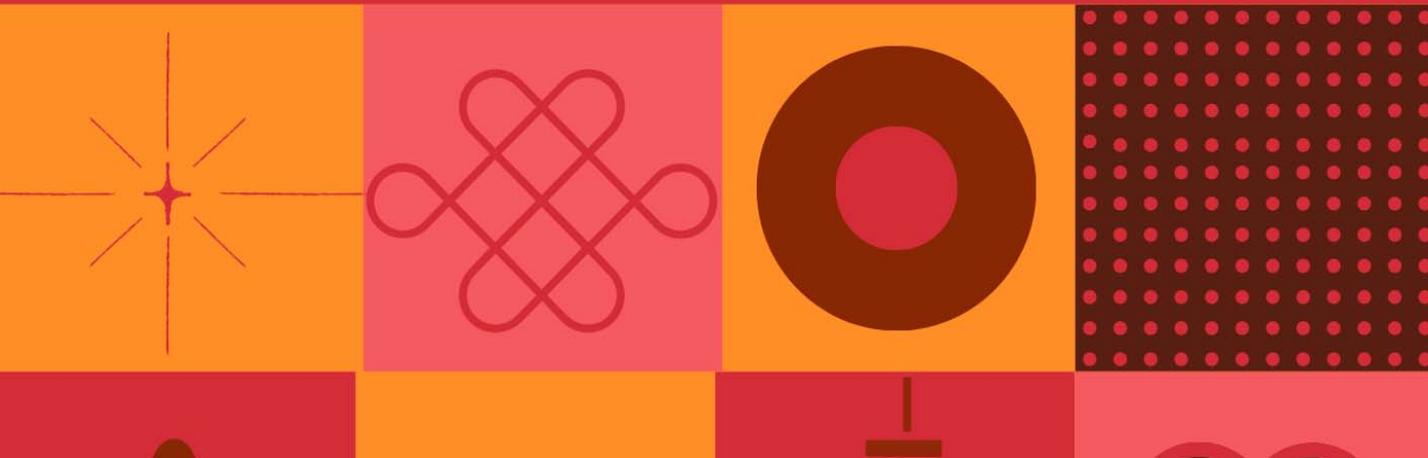


HAPPY NEW YEAR

幸せなクリスマスと新年のご多幸をお祈り申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。





目次



泛華偉業知識產權は、北京泛華偉業知識產權代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

04 業界観察

- 世界知的所有権機関は『2023年世界知的財産指標』を発表
- 中国国家知識産権局は『商標使用許諾登録手続のガイドライン』を発表
- 中国国家知識産権局は『商標抹消手続のガイドライン』を発表
- 中国国家知識産権局と国家市場監督管理総局は共同で『商標侵害事件の違法営業額算定方法』を発表
- 北京知識産権法院設立10周年
- 『リヤド意匠法条約』の締結

08 サービスソリューション

- 特許出願の審査を加速するいくつかの方法
- 特許と商標審査における誠実信用原則の違い

20 典型事例紹介

- 最高人民法院知的財産権裁判所の判決要旨(2023)
2024年10月号に続く

27 実務動向

- 「カバー曲」の著作権について
- 2025年の中国本土・香港・マカオ・台湾の祝日のご案内

30 当社ニュース

- 感謝のすべて-パートナーの徐舒さんが定年退職する際

世界知的所有権機関は『2023年世界知的財産指標』を発表

世界知的所有権機関(WIPO)は、2024年11月7日に『2023年世界知的財産指標』(WIPI)を発表した。この年次報告によると、2023年、世界の特許出願件数は初めて350万件を突破して過去の最高を更新し、4年連続増加した。

2023年、世界中、特許出願件数が多い順で、中国(164万件)、米国(518,364件)、日本(414,413件)、韓国(287,954件)およびドイツ(133,053件)となる。これらの5カ国は、2023年の特許出願件数が2022年を上回り、韓国(+5.7%)の増加が最も速く、中国(+3.6%)、米国(+2.5%)、日本(+2.2%)およびドイツ(+1.4%)がその後を続ける。

2023年、世界中で、計1,163万件の商標出願が提出され、1,523万個のクラスをカバーすると推定される。中国出願人の出願活動が最も活発であり、中国国内外での出願のクラス数を合計すると、約740万クラスとなっており、次に米国(849,876クラス)、ロシア(543,692クラス)、インド(496,293クラス)およびドイツ(441,293クラス)の順となる。この5カ国のうち、インド(+6.1%)とロシア(+30.1%)が、2023年に特許出願件数が増加した一方、中国(-3.4%)、ドイツ(-7.3%)および米国(-10.1%)は減少した。

2023年、世界中、意匠出願件数は約119万件で、約152万件の意匠が含まれ、2022年に比べ2.8%増加した。中国出願人の意

匠出願件数は、882,807件で、世界トップである。その後を、米国(69,076件)、ドイツ(64,986件)、イタリア(60,486件)および韓国(60,120件)が続いた。2023年、この5カ国うち、イタリア(+15.7%)の出願件数の増加が最も速く、その後を、中国(+5%)および米国(+2.6%)が続いた。一方、ドイツ(-7.6%)および韓国(-3.4%)は減少した。

2023年、世界中、合計約29,070件の植物品種出願が提出され、前年比6.6%増加し、8年連続増加した。2023年、中国出願人が最も活発であり、合計15,552件の植物品種出願が提出され、世界全体の53.5%を占めた。中国の後を続けるのは、オランダ(2,924件)、米国(1,763件)、フランス(993件)とイギリス(939件)であった。

2023年、保護されている地理的表示が58,600個あると推定され、領土内に有効な地理的表示が最も多い国は、中国(9,785個)であり、その後をドイツ(7,586個)、ハンガリー(7,290個)およびチェコ共和国(6,657個)が続く。

情報源：世界知的所有権機関

中国国家知識産権局は『商標使用許諾登録手続のガイドライン』を発表

中国国家知識産権局は、事業主体が商標使用許諾登録に関する法律規定および手続の流れを理解するよう支援し、且つ、商標使用許諾の効力を明確にするために、2024年

10月29日に、『商標使用許諾登録手続のガイドライン』を発表した。商標使用許諾とは、商標登録者が、合意された期間および地理的範囲内で、他人が自分の登録商標の使用権の一部または全部を有償で使用できるように許諾することをいう。商標登録者が許諾者であり、商標を使用する側が被許諾者である。他人に自分の登録商標の使用を許諾した場合、許諾者は、許諾契約の有効期間内に中国国家知識産権局に登録する必要があり、登録しなかった商標使用許諾は、善意の第三者に対抗することはできない。関連規定に適合する商標使用許諾登録の出願について、中国国家知識産権局が公告し、公衆は「中国商標網—電子公告」欄で具体的な情報を確認することができる。

この『ガイドライン』に基づき、許諾の両方の当事者は、商標使用許諾契約に、商標の基本情報、商品またはサービスの項目情報、許諾の使用形態、許諾期間、許諾の種類および制限、商品の品質保証、違約責任、その他の事項について明確に合意することができる。

情報源：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は『商標抹消手続のガイドライン』を発表

中国国家知識産権局は、事業主体が商標抹消手続を理解し、正しく運用できるよう支援するため、2024年10月29日に、『商標抹消手続のガイドライン』を発表した。商標抹消とは、商標登録者が『商標法』およびその実施条例の規定に基づき、積極的に商標の抹消

を申請する方法で登録済み商標の専用権の全部または一部を放棄することにより、商標専用権が終了するか、または一部終了する状況をいう。商標抹消手続を必要とする状況には、関連事業主体が未使用の商標を積極的に整理する場合、関連事業主体が違法な商標を積極的に整理する場合等が含まれる。

この『ガイドライン』に基づき、商標抹消申請を商標オンラインサービスシステムを通じてオンラインで提出するか、または指定された場所でオフラインで提出することができ、要件に応じて、『商標抹消申請書』、『商標登録証』の原本（オンライン申請の場合は、郵送で別途返却可能、返却不能の場合は理由を説明すべきである）、出願人の身分証明書のコピー、この登録商標抹消に同意する書面声明等の書類をアップロードまたは提出する必要がある。中国国家知識産権局は、審査後抹消が承認された商標に対して、抹消申請者に書面で通知し、公告する。登録商標専用権、または登録商標専用権の抹消を申請した一部の商品やサービス項目における効力は、中国国家知識産権局より抹消申請を受領された日から終了する。中国国家知識産権局は、一部の抹消が申請された商標に対して、『商標登録証』を再発行する。

情報源：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局と国家市場監督管理総局は、共同で『商標侵害事件の違法営業額算定方法』を発表

2024年10月14日に、中国国家知識産権局と国家市場監督管理総局は共同で『商標侵害事件の違法営業額算定方法』（以下『方法』と略称）を発表した。

『方法』には、商標侵害事件の違法営業額の定義、および一般的な状況と特殊な状況における算定方法と計算基準が詳細に規定されている。例えば、労働と材料全部負担の加工請負営業活動で登録商標専用権を侵害した商品を使用する行為、無料提供の商品が他人の登録商標専用権を侵害する行為、他人の登録商標専用権を侵害する行為を故意に助長する行為、レンタル商品が他人の登録商標専用権を侵害する行為などに対して、対応する違法営業額の算定方法を明確にした。

『方法』の発表により、商標執行機関に具体的且つ規範的な操作ガイドラインを提供しただけでなく、事業主体にもより明瞭で明確な法律的保護を提供することになった。これは、商標権侵害行為に対抗し、事業主体の合法的な権利と利益を保護し、公正な競争環境を整備するのに役立つ。

情報源：中国知識産権報

北京知識産権法院設立10周年

北京知識産権法院は、2024年11月6日に、設立10周年を記念する発表会を開催し、同日、『北京知識産権法院10年審判業務白書（2014～2024）』の中国語バージョンと英語バージョンを発表した。この白書によると、2014年11月から2024年10月まで、北京知識産権法院は、計201,984件の案件を

受理し、195,506件の案件を審決し、特許、商標、著作権、不正競争、独占禁止など知的財産の全分野をカバーする。そのうち、北京知識産権法院が審理した国際案件は36,201件で、全体の17.92%を占めた。

北京知識産権法院は、法に基づき、国内外の主体を平等に保護し、国際条約の義務を積極的に履行している。例えば、「Semaglutide」医薬品特許無効行政案件、OPPO対Nokiaの標準必須特許侵害案件等国際貿易に関連する一連の重大な知的財産紛争を適切に処理して、中国国内外の多くの当事者の納得を獲得した。また、外国当事者が中国法院で訴訟に参加する際の実際のニーズに応じて、18の主要国を対象に「国際案件当事者資格証明書類の参考ガイド」を中英両言語で作成・発表し、外国企業が当事者資格証明書類を取り扱うための明確なガイドラインを提供し、それにより、外国企業の訴訟書類提出のコストを大幅に低減した。

情報源：北京知識産権法院

『リヤド意匠法条約』の締結

2024年11月11日から22日にかけて、サウジアラビアの首都リヤドで世界知的所有権機関主催の意匠法条約外交会議が開催され、会議で『リヤド意匠法条約』が締結された。

意匠法条約は、約20年間の交渉を経て最終的に合意に至り、より便利で迅速かつ経済的な知的財産保護を意匠出願人に提供できる条約である。条約の内容には、意匠出願に提出必要な書類や情報のリストの提示、出願人が図面、写真、（知的財産局が許可した場合）

動画など、出願における意匠の表示方法の選択が可能であること、1つの出願に複数の意匠を含めることを条件付きで許可すること、出願日を決定するための要件、意匠初公開後12カ月間の新規性猶予期間の規定、出願日確定後、出願人が意匠を少なくとも6カ月間非公開にすることが可能であること、期限を逃した出願人に対する救済措置、意匠更新手続の簡素化措置、電子提供システムおよび優先権書類の電子交換の導入が含まれる。

情報源：世界知的所有権機関

特許出願の審査を加速するいくつかの方法

パートナー・弁理士 徐 舒

中国の現行の特許審査システムにおいて、発明特許出願の審査周期は一般的に2～3年であるが、場合によっては更に長くなり、実用新案特許の審査周期は約6～8ヶ月であり、意匠特許の審査周期は約4～6ヶ月である。2023年に、中国の発明特許の出願件数は既に1,677,701件まで上昇し、実用新案特許の出願件数は3,063,928件、意匠特許の出願件数は800,361件となり、その年間、特許権付与された件数はそれぞれ発明特許920,797件、実用新案特許2,090,331件、意匠特許637,944件であった。このような膨大な特許審査作業量に直面して、審査効率を向上させるために、中国国家知識産権局特許審査部門とは別に、北京、江蘇、広東、河南、湖北、四川、天津などの特許審査協力センターを次々と成立し、特許審査周期のさらなる短縮を図り、2023年以内に発明特許出願の審査周期を16ヶ月以内に縮めることを承諾した。

上記措置に加えて、現在、中国国家知識産権局は、出願人が特許権を迅速に取得したいニーズを満たすために、さらに、以下のように自発的に特許審査の早期化の手続きを選択可能にしている。

特許予備審査: 特定の技術分野、及び要件に適合するイノベーション主体の特許出願に適用される。

特許優先審査: 国家経済発展に重大な影響を及ぼす技術分野、又は国家利益、公共利益

に重大な意義がある特許出願に適用される。

特許審査ハイウェイ(PPH): 複数の国及び地域の特許庁と連携して、出願人が他国で権利付与された特許の審査結果に基づき、中国国家知識産権局に早期審査を請求することができる。

出願人は、審査周期を可能な限り短縮し、特許権を早期に取得するために、自身の実際の状況及びニーズに応じて、最適な早期審査手続きを選択することができる。

1. 特許予備審査

中国国家知識産権局により2016年11月23日に発行された「知的財産権の早期協同保護活動の展開に関する通知」によれば、要件が備わっている地方の優位産業集中区で、一部の重点産業の知的財産権保護センターに依拠し、早期審査、早期権利確定、早期権利保護を1つに統合した産業知的財産権早期協同保護活動を実施することが決まった。これにより、特許予備審査制度が確立され、早期審査経路に入る前置手続きとして、出願人が中国国家知識産権局に正式に提出する前の事前審査を提供する。予備審査に合格した特許出願は、中国国家知識産権局の早期審査手続きに入ることができる。

特許予備審査は、新世代情報技術、高付加価値装備の製造、生物医薬、新材料、省エネルギー環境保護などを巡る20個以上のハイエンド産業に適用され、各地の知的財産権保護センターは受理する技術分野が異なる。

特許予備審査請求の主体は企業及び公的機関でなければならず、中国出願人のみに適

用され、外国出願人には適用されない。出願人は、所在地の知的財産権保護センターに届け出る必要があり、且つ案件分類番号は、所在地の知的財産権保護センターによって提供される特許予備審査サービス分類番号範囲（国際特許分類番号及び国際意匠分類番号を含む）に適合しなければならない。発明、実用新案、意匠特許出願は、いずれも特許予備審査請求を提出することができるが、PCT国際出願又は中国国内段階に入ったPCT国際出願、同日に提出された発明と実用新案出願、分割出願、及び秘密保持審査が必要な出願は特許予備審査請求を提出することができない。

2024年11月18日まで、中国の全国には、主に特許出願、復審、無効請求及び特許権評価報告に対して特許予備審査サービスを提供する知的財産権保護センターの数はすでに74ヶ所に達した。これらの知的財産権保護センターの予備審査に合格した特許出願は、高品質特許出願の審査周期を著しく短縮することができる。具体的には、予備審査に合格した発明、実用新案及び意匠特許出願はそれぞれ約3ヶ月、2ヶ月及び1ヶ月以内に落案する。手続きの流れとして、要件に適合する企業及び公的機関は、まず、現地の知的財産権保護センターに届け出を提出する必要があり、初期審査に合格すると、知的財産権保護センターは国家知識産権局に届け出材料を提出し、最終的に、国家知識産権局より承認する。上記届け出が承認されると、次に特許出願人は所在地の知的財産権保護センターに特許予備審査請求を提出することができる。現地の知的財産権保護センターは出願書類を検査及

び初期検索を行い、予備審査報告を出す。出願人は予備審査意見に基づいて出願書類を補正し、予備審査意見に応答することができる。予備審査に合格すると、出願人は予備審査に合格した出願書類と一致する特許出願を国家知識産権局に提出し、料金を納付しなければならない。上記書類の一致性を審査は現地の知的財産権保護センターにより行われ、認められた場合「早期」とマーキングされ、該当の特許出願案件は国家知識産権局の早期審査に入る。

予備審査に合格した後に提出された発明特許出願は、中国国家知識産権局によって発行された第一回審査意見通知書に対して、出願人の応答期限は発行日から10業務日であり、第二回審査意見通知書に対して、回答期限は発行日から5業務日である。実用新案特許出願は、中国国家知識産権局によって発行された審査意見通知書に対して、発行日からの5業務日以内に応答意見を提出しなければならない。早期審査に入った特許出願は、出願人が出願書類に対して自発的に補正を提出した場合、又は上記期限以内に審査意見通知書に応答しなかった場合、早期審査から一般審査に移行される。意匠特許出願は、中国国家知識産権局より審査意見通知書を発行する必要がある場合、早期審査から一般審査に直接移行される。

現在、国家知識産権局は、業務が切迫している一部の知的財産権保護センターに対し復審、無効及び特許権評価報告の早期審査サービスの開通を個別に許可しており、そのため、復審、無効及び特許権評価報告の早期審査は全面的に展開しておらず、まだ手探り

の試行段階にある。

現在、各知的財産権保護センターは特許予備審査制度の具体的な操作と審査基準に差異があり、予備審査時間も異なるため、出願人は特許予備審査請求を提出する前に、現地の特許予備審査の手続きと政策を事前に調べたほうが無難であろう。

2. 特許優先審査

国家知識産権局が2017年8月1日より実施した「特許優先審査管理弁法」によれば、現行の特許優先審査は発明、実用新案及び意匠特許出願、復審及び無効宣告手続きに適用され、以下の6種類の発明の特許出願に関わなければならない。(1)省エネ環境保護、新世代情報技術、生物、高付加価値装備の製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車、スマート製造などの国家重点発展産業に係るもの、(2)各省レベル及び地域の市民政府が重点的に奨励する産業に係るもの、(3)インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの分野に係り且つ技術又は製品の更新速度が速いもの、(4)特許出願人又は復審請求人が既に実施を準備し又は既に実施を開始したもの、又は他人がその発明創造を実施していることを証明できる証拠があるもの、(5)同じ主題について初めて中国で特許出願を提出してから、他の国又は地域に出願を提出した当該中国出願、(6)その他の国の利益又は公共利益に重大な意義があつて優先審査を必要とするもの。以下の状況のいずれかが存在する無効宣告案件は優先審査を請求することができる。すなわち、(1)無効宣告案件に係る特許について権利侵害の紛争が発生し、当事者は既に地方の知的

財産権局に処理を請求し、人民法院に提訴し又は仲裁調停組織に仲裁調停を請求した。(2)無効宣告案件に係る特許は国家利益又は公共利益に重大な意義がある。

特許出願及び特許復審段階において、特許優先審査を提出する主体は、特許出願人全員又は特許復審請求人全員でなければならない。特許無効段階において、特許優先審査を提出する主体は無効請求人又は特許権者全体でなければならない。また、特許権侵害紛争の解決を早めるために、案件に係る特許権侵害紛争を処理し審理する地方の知的財産権局、人民法院又は仲裁調停組織は、特許権無効宣告案件に対して優先審査請求を提出することができる。

特許優先審査は、中国と二国間協定又は多国間協定を締結して優先審査を展開している国及び地域の出願人の出願を明確に排除しており、この点について現在より詳細な説明はないが、今まで中国と前後に特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを締結した32個の国又は地域の出願人の特許出願についてこの弁法は適用しないと筆者が考えている。また、特許優先審査弁法は外国出願人の特許出願について提出した特許優先審査請求を排除しないが、実際の操作において、中国国内における関連産業証明などの書類の提出を外国出願人に要求することが多く、実際に、外国出願人はこれらの証明を得ることが一般的に困難であるため、提出した特許優先審査請求が承認されることができない。

出願人が特許優先審査請求を提出する時に、中国国家知識産権局の「特許業務処理システ

ム」(<https://cponline.cnipa.gov.cn/>)の特許業務サービスプラットフォームによってオンラインで行う必要があり、香港特別行政区とマカオ特別行政区の出願人が内地で発明特許の優先審査出願を行う場合、「中国内地での香港特別行政区出願人の発明特許優先審査出願指南」又は「中国内地でのマカオ特別行政区出願人の発明特許優先審査出願指南」に従ってオフラインで紙の書類を提出しなければならない。提出書類は、願書、出願人全員の優先審査合意声明及び証明書類説明、従来技術又は従来設計情報材料、請求人が自ら提出の必要があると考え提出する自己証明材料（第三者機関による発行を必要としない）を含む。特許優先審査請求及び提出書類は第一請求人の所属する地方の知的財産権局又は中国国家知識産権局の地方代行所によって審査される。地方知識産権局又は国家知識産権局の地方代行所は審査を完了した後、特許業務処理システムにおいて推薦又は推薦しない旨の通知を発行し、推薦する優先審査請求に対し国家知識産権局より約5業務日で「特許出願優先審査通知書」が正式に出される。

優先審査が許可された特許出願について、許可日から、発明特許出願は、45日以内に第一回審査意見通知書が発行され、1年以内に審結され、出願人が発明特許出願の審査意見通知書に回答する期限は2ヶ月である。実用新案及び意匠特許出願は、2ヶ月以内に審結され、出願人が実用新案又は意匠出願の審査意見通知書に回答する期限は発行日から15日である。発明、実用新案、意匠特許出願の復審手続きにおける優先審査は7ヶ月以

内に審結される。発明及び実用新案特許の無効宣告案件の優先審査は、5ヶ月以内に審結され、意匠特許の無効宣告案件は、4ヶ月以内に審結される。

優先審査請求が許可された後、特許出願について、出願人が出願書類に対して自発的な補正を提出した場合、又は上記所定の期限以内に審査意見通知書に回答しなかった場合、及び審査中に非正常特許出願であると見つけられた場合、特許復審又は無効宣告案件について、復審請求人が回答期限を延長し、無効宣告請求人が証拠と理由を補足し、特許権者が削除以外の方式で特許請求の範囲を補正し、特許復審又は無効宣告の手続きが中止され、案件審理が他の案件の審査結論に依存し、特許復審委員会主任により処理しにくいと認められた案件は、優先審査の手続きから一般的な手続きに移行される。

「特許優先審査管理弁法」により特許出願、特許復審案件、無効宣告案件に対して優先審査を行う数は、原則として、国家知識産権局の異なる専門技術分野における審査能力、前年度の特許授付与件数及び当年度の審査対象となる案件数などに応じて決められる。

また、特に注意すべきことは、実践中に、国家知識産権局は同一の出願人が同日に同一の発明創造について発明と実用新案の両方を出願した場合、一般的にその発明特許出願に対して優先審査をしない。このような操作については、国家知識産権局が明確な書面解釈をしていないが、実践上はずっとこのような操作が行われてきている。

3. 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH)

中国は、2011年より、32個の国及び地域の特許庁と次々と特許審査ハイウェイ(PPH) 試行プログラムを開始している。PPHは海外パテントファミリー出願又はPCT国際出願の他の国又は地域における特許審査の結果を参照することにより、該当する中国出願の審査を早期化する制度である。そのため、特許審査PPH手続きに関与する基本的な要件として、主に2つの点が含まれ、即ち、中国出願は海外出願又はPCT国際出願と対応性があり、当該海外出願又はPCT国際出願は他の国又は地域の審査機関によって権利付与可能性／特許可能性を有すると査定されたクレームを有する。

PPH請求を提出する人は、原則として、まず中国とPPH試行プログラムを締結している国又は地域で特許出願を提出した出願人全員に適用され、そして、その海外出願が有利な審査結果を得てから初めて中国でPPH請求を提出することができ、さらに中国出願のクレームを海外出願に対応する権利付与可能なクレームに補正する必要がある。出願人は、出願公開後に、実体審査段階に移行した後、又は実体審査請求を提出しながら、PPH請求を提出しなければならない。PPH請求が要件に完全に適合しない場合、国家知識産権局は状況に応じて、請求に存在する不備を解消できるよう、出願人に対して補正する機会を一度与える。請求が承認されない場合、出願人は請求を再び提出することができるが、二回に限る。再び提出された請求が依然として要件

に適合しない場合、出願は一般的な手続きに従って審査を待つ。

PPH請求書において、中国特許出願のクレームとPPH請求の基礎として先行出願された権利付与可能なクレームとの対応性を説明する必要があり、また、先行出願の審査結果が世界五庁(IP5、即ち中国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国特許局及び米国特許商標庁)以外の特許庁でなされた場合、出願人はさらに他の先行出願の特許庁によって権利付与可能と査定された全てのクレーム、審査意見通知書、権利付与通知書及び引用文献リストを提出する必要があり、英語ではない場合は、中国語又は英語の訳文を同時に提出する必要がある。現在、PPH請求が承認された日から1～2ヶ月(平均2.2ヶ月)で第一回審査意見通知書を受け取ることができ、審査周期は約11.2ヶ月である。

なお、PPHは各国が実体審査において審査結果を相互に承認するメカニズムではなく、PPH請求が通過した後でも、審査官は中国特許法の要求に従って、特許出願が中国特許法関連規定に適合するか否かを独立して審査し、そして、PPHに基づく海外特許庁と異なる審査結果を出す可能性がある。

4. 三種類の特許早期審査の比較

上記三種類の特許早期審査は、適用タイプ、適用請求人、操作難易度、早期化効果から見ると、それぞれメリットとデメリットを有することが明らかである。以下の対比表を通じて簡単に説明する。

早期審査制度	特許予備審査	特許優先審査	特許審査ハイウェイ
適用対象	提出されていない発明、実用新案、意匠特許出願、復審請求、無効宣告請求、特許権評価報告書作成請求	提出された発明、実用新案、意匠特許出願、復審請求及び無効宣告請求手続き	提出された発明特許出願
適用主体	特許予備審査機構に届け出た発明、実用新案、意匠特許出願人（企業及び公的機関であり、個人を含まない）、特許復審請求及び特許権無効宣告請求、特許権評価報告書作成請求の関係者 中国請求人に適用される	発明、実用新案、意匠特許出願人（企業及び公的機関、個人）、特許復審及び無効宣告の関係者、特許権侵害紛争を審理する地方の知的財産権局、人民法院又は仲裁調停組織 中国請求人に適用される	発明特許出願人 海外請求人に適用される
受理機構	地方の知的財産権保護センター	国家知識産権局	国家知識産権局
請求人の届け出	まず、地方の知的財産権保護センターで届け出る	届け出る必要がない	届け出る必要がない
請求提出から承認までの時間	出願人の届け出の審査が約1ヶ月、特許予備審査請求の提出から承認までが約7～10業務日	約10業務日	約1ヶ月
適用技術分野	国家知識産権局に承認された予備審査機構によって予備審査サービスが提供される産業分野、予備審査機構所在地の優位戦略性新興産業、新世代情報技術、高付加価値装備の製造、生物医薬、新材料、省エネルギー環境保護などを含む20個以上の高付加価値産業に係るもの	(1)省エネ環境保護、新世代情報技術、生物、高付加価値装備の製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車、スマート製造などの国家重点発展産業に係るもの、(2)各省レベル及び地域の市民政府が重点的に奨励する産業に係るもの、(3)インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの分野に係り且つ技術又は製品の更新速度が速いもの。	あらゆる分野
提出タイミング	特許出願、特許復審請求及び特許権無効宣告請求、特許権評価報告書作成請求の提出前	(1)発明特許出願は、実体審査請求を提出し、対応の費用を納付した後、(2)実用新案特許、意匠特許出願は、受理され、対応の費用を納付した後、(3)特許復審又は特許権無効宣告請求の費用を納付した後から、案件が審結されるまで	特許出願の公開後、実体審査を提出すると同時又は実体審査段階に移行した後、且つ第一回審査意見を受け取る前

早期審査制度	特許予備審査	特許優先審査	特許審査ハイウェイ
出願書類	(1)特許出願書類:PCクライアントで作成すべきXMLフォーマット書類で、且つ包袋圧縮ファイルを導出したもの、(2)予備審査請求書、(3)予備審査承諾書、(4)その他の関連文献材料	(1)特許出願優先審査請求書、(2)出願人全員の共同声明及び証明書類の説明、(3)従来技術又は従来の設計情報材料及び関連証明書類、(4)出願人全員の身分証明書(営業免許証など)、(5)発明特許:受理通知書及び実体審査通知書のコピー、(6)実用新案と意匠特許:受理通知書及び出願費納付書のコピー	(1)PPH請求書で、本願と先行出願の権利付与可能なクレームとの対応性説明及び先行出願の特許庁が引用した対比文献リスト(審査官が引用した非特許文献は当該文献の副本を提出する必要がある)を含むもの、(2)IP5庁以外のPPH請求が依存する先行出願の特許庁の審査意見副本、及び英語ではない書類の訳文、(3)IP5庁以外の先行出願の特許庁によって権利付与可能と査定された全てのクレーム、及び英語ではないクレームの中国語又は英語の訳文
第一回審査意見の発行時間	---	発明特許出願の特許優先審査請求許可日から45日以内に	PPH請求承認日から1~2ヶ月(平均2.2ヶ月)
審査意見応答時間	(1)発明特許出願の第一回審査意見通知書は、発行日から10業務日、(2)発明特許出願の第二回審査意見通知書は、発行日から5業務日、(3)実用新案特許出願の審査意見通知書は、発行日から5業務日で、延期不可	(1)特許出願の審査意見通知書は、発行日から2ヶ月、(2)実用新案、意匠審査意見通知書は、発行日から15日、延期不可	(1)発明特許出願の第一回審査意見通知書は、発行日から4ヶ月、(2)発明特許出願の第二回及びその以降の審査意見通知書は、発行日から2ヶ月、延期可能
審結時間	(1)発明特許出願は、6ヶ月以内、(2)実用新案特許出願は、15業務日、(3)意匠特許出願は、7業務日、(4)復審及び無効案件は、具体的に規定されない	(1)発明特許出願は、12ヶ月以内、(2)実用新案特許出願は、2ヶ月以内、(3)意匠特許出願は、1ヶ月以内、(4)発明、実用新案及び意匠特許出願復審は、7ヶ月以内、(5)発明又は実用新案特許無効は、5ヶ月以内、(6)意匠特許無効は、4ヶ月以内	平均的に11.2ヶ月
料金	官庁料金無し	官庁料金無し	官庁料金無し
早期停止	審査過程における書誌事項変更、出願書類の自発的補正、審査意見応答の遅延、非正常特許出願など	出願書類の自発的補正、審査意見応答の遅延、非正常特許出願、無効証拠と理由の補足、特許権者による削除以外の方式でのクレーム補正。	自発的補正によるクレームと海外の権利付与可能なクレームとの非対応。

実践中に、中国出願人は特許出願を提出する前に、まず特許予備審査を試みてもよい。特許予備審査請求が承認されない場合、出願人は特許出願を提出した後に、特許優先審査請求を提出することにより、早期審査を請求する機会もある。外国出願人は、中国への発明特許出願が既存の海外パテントファミリー出願に基づくものであり、且つこれらの出願が中国と二国間協定を締結したPPH試行プログラムに属するとともに、これらの出願が審査官の検索又は審査によって権利付与可能とされたる場合、出願人が該当する海外パテントファミリー出願の審査結果に満足すれば、PPH手続きを利用して審査過程を早期化することを考えてよいだろう。

参考文献：

「特許優先審査管理弁法」

「特許優先審査管理弁法の解説」

「知的財産権の早期協同保護活動の展開に関する通知」

「特許予備審査サービス引用案内」

筆者プロフィール

徐舒氏は清華大学加速器物理と法律学科を卒業後、中国科学院高エネルギー物理研究所で研究員助手を務めていた。その後、中国国際貿易促進委員会と中国専利代理(香港)有限公司で、特許弁理士を務めていた。2007年、泛華偉業知識産権代理有限公司にパートナーとして加入した。

徐舒氏は日本、ドイツ及び米国の法律事務所にて知的財産権に関する研修を受けたことがある。長年にわたり知的財産権に関する法律サービスに従事し、国内外の大学、研究機関、企業及び個人を含む幅広いク

リアントにサービスを提供してきた。知的財産権に関するコンサルティング、特許検索、特許権譲渡と特許ライセンス、国内外の特許プロセス管理及び香港 & マカオでの特許登録などの面において、豊富な経験を持っている。国家知識産権局の招待を受けて、「中国特許審査指南」(国際出願の中国国家段階移行の部分)についての改定作業に参加した。

徐舒氏は中華全国専利代理人協会の会員と中華全国専利代理人協会知的財産権法規専門委任会の会員である。

特許と商標審査における誠実信用原則の違い

高級法務 常 雅慧
弁護士・弁理士 郭 春曦

最新の改正が行われた「専利法施行細則」は今年1月20日に正式に施行され、その第十一条で「専利を出願する場合は、誠実、信用の原則に則らなければならない。各種特許出願をする場合は、真の発明の創造活動に基づくものとし、虚偽を弄してはならない。」と規定している。この規定は、2020年に改正され2021年6月1日より施行された「専利法」第二十条の「特許出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。」という規定の具体化である。

民法の基本原則の一つとして、誠実信用原則は2013年の商標法ですでに明確に規定されていたが、2020年になって初めて専利法に導入され、特許の出願や行使における不誠実な行為や混乱を規制するようになった。同時

に、商標と特許はその機能、保護対象、審査メカニズムが異なるため、誠実信用原則が商標審査と特許審査で適用される際にも違いが生じる。

1. 誠実信用原則に違反する行為の種類の違い

2019年10月11日、国家市場監督管理総局が発表した「商標出願登録行為の規範に関する若干の規定」では、誠実信用原則に違反する行為の種類が列挙されている。また、国家知識産権局も2023年末に「特許出願行為の規範に関する規定」を制定・公表し、誠実信用原則に違反する行為を非正常な特許出願行為として明確に定義し、非正常な特許出願行為の具体例を挙げている。

商標	特許
<p>(1) 商標法第4条に規定された、使用を目的としない悪意のある商標登録出願に該当するもの；(2) 商標法第13条に規定された、他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したものに該当するもの；(3) 商標法第15条に規定された、代理人や代表人が権限なしに被代理人や被代表人の商標を登録出願したもの。または、契約、取引関係その他の関係に基づき、他人が先に使用している商標が存在することを知りながらその商標の登録を申請したもの；(4) 商標法第32条に規定された、他人の現存する先行権利を損なうもの、または不正な手段で他人が既に使用し一定の影響を持つ商標を先に登録したものに該当するもの；(5) 詐欺やその他の不正な手段で商標登録を出願したもの；(6) その他、誠実信用原則に違反し、公序良俗に反するもの、またはその他の悪影響を及ぼすもの。</p>	<p>(1) 提出された複数の特許出願の発明創造の内容が明らかに同一であるか、または実質的には、異なる発明創造の特徴や要素を単純に組み合わせて形成されたものである場合；(2) 提出された特許出願において、発明創造の内容、実験データ、技術効果の捏造、偽造、改変がある場合、または既存技術や既存デザインの盗用、単純な置き換え、寄せ集めなどの類似状況がある場合；(3) 提出された特許出願の発明創造の内容が、主にコンピュータ技術などを利用してランダムに生成されたものである場合；(4) 提出された特許出願の発明創造が、明らかに技術改良やデザインの常識に反するものであるか、または劣悪化、寄せ集め、不必要に保護範囲を縮小したものである場合；(5) 出願人が実際の研究開発活動を行っていないにもかかわらず、複数の特許出願を提出し、合理的な説明ができない場合；(6) 特定の機関、個人または住所に関連する複数の特許出願を悪意で分散し、順次または異なる場所で提出した場合；(7) 不正な目的で特許出願権を譲渡または譲受したり、発明者やデザイナーを虚偽に変更した場合；(8) 誠実信用原則に違反し、特許業務の正常な秩序を乱すその他の異常な特許出願行為。</p>

上の表から分かるように、商標出願における誠実信用原則違反行為には、使用を目的としない登録出願、悪意による先取り登録、著名商標の複製や模倣が主に含まれる。そのため、商標法における誠実信用原則は、出願人と先行権利者や先行使用者の間の対立を規制することを重視し、特に先取り登録されたり複製や模倣された商標の知名度を強調し、出願人がその先行商標や標

識の存在を知っている、または知るべきであることを要件とする。先行権利者の権利が損なわれないようにすることで、商標の正常な使用と市場の秩序を保護することを目的としている。

一方、特許における誠実信用原則も、既存の技術やデザインの盗用を禁止するなど、先行権利者を保護する条項を含んでいるが、特許の質を保証することにより重点を置いている。これにより、革新能力がない、実際の発明創造活動に基づかない、特許付与の条件を満たさない出願人が特許権を取得することを制限している。国家が創造と革新を奨励し、高新技術企業を支援するという背景を踏まえ、特許分野における誠実信用原則の導入は、出願人が低品質の大量の特許で業績を偽造し、高新技術企業に対する国家の優遇措置や補助金を得ることや、市場競争を混乱させる行為を防ぐことに重点を置いている。

2. 審査規則の差異

商標出願審査では、「商標審査審理指南」において、上の表で挙げた誠実信用原則に違反する行為について、審査内容と適用状況が章ごとに詳細に規定されている。しかし現時点では、特許の関連法律法規には非正常な特許出願に関する具体的な審査規定や事項が存在しない。「専利法施行細則」では、発明、実用新案、および意匠特許について、初期審査段階で出願人が誠実信用原則に違反していないかを審査することが規定されている。「専利審査指南」では、誠実信用原則に違反する場合の審査には「特許出願行為の規範に関する規定」を適用することが定められているが、この規定では非正常な特許出願行為の類型が

列挙されているだけで、審査事項や基準は明確にされていない。

現時点の規定によれば、商標審査では商標そのものの比較に加えて、商標の実際の使用、知名度、および影響力を証明する証拠の確認が重要な部分を占めている。一方、特許はその技術的性質から、技術自体の分析と比較に重きを置いている。今後の特許審査過程において、関連する規則がさらに改善され、審査基準が明確にされる可能性がある。また、具体的な事例を通じて、国家知識産権局が誠実信用原則に対してどのように審査・適用しているかを理解していく必要がある。

3. 誠実信用原則に違反する出願に対する処置と救済の違い

商標局と特許庁の両方とも審査段階で誠実信用原則に違反する出願を直接却下することができる。しかし、「専利法施行細則」では、審査官が特許出願人に指定された期限内に意見を述べるか補正を行うよう通知し、誠実信用原則に違反する意図や行為がないことを証明するための機会を与えることが追加で規定されている。このような証明事項には、特許出願が実際の発明創造活動に基づいており、出願人や発明者が実際の研究開発能力と資源を持っていること、特許出願が革新の保護を目的としており、不正な利益を追求するためではないこと、特許出願、代理、譲渡行為が実際に存在し、関連する人物が実在し、相互に独立していて、適切な資格を持っていることなどが含まれる。出願人が期限内に応答しない場合、その出願は取り下げられたものと見なされる。また、出願人が意見を述べるか補正

を行っても、国家知識産権局が依然としてその出願が誠実信用原則に違反していると判断した場合、その出願は却下される。

商標法によれば商標出願が初審を通った後、追加で第三者が3ヶ月の公告期間内に異議を申し立てることで、商標の登録が認められることを阻止することができる。例えば、第三者が自分の先行使用の商標や標識が、一定の知名度や影響力を持っており、それが出願人によって模倣、盗用、または悪意を持って先取り登録され、その出願人が自分の知名度に便乗して消費者を混乱させる意図があると考えられる場合、公告期間内にその公告された商標に対して異議を申し立てることができる。それに対し、専利法には異議申し立ての仕組みがなく、第三者は特許が付与された後に無効審判を通じて特許権に異議を唱えることしかできない。

なお、特許の無効審判には時間制限はないが、商標の無効審判は通常、商標登録後5年以内に提起する必要がある。先行権利者が商標登録から5年後に悪意のある登録に気づいても、無効審判を提起することはできないが、著名商標の所有者ならば5年の時限制限を受けない。無効審判に加え、商標法は商標が使用を目的として登録されることを保証するため、「正当な理由なく連続して3年間使用されていない場合に登録商標を取り消す」仕組みを規定している。この仕組みは、先行権利者の救済手段ともなり得る。なぜなら、悪意のある登録者は、商標を先行権利者に転売して不正な利益を得ることを目的としており、自ら商標を使用しない可能性が高いためである。そのため、商標登録から3年後、登録者がこの3年間に商標を有効に使用していないことが判明し

た場合、先行権利者はそれを理由に商標の取消しを求めることができる。また、商標局が誠実信用の原則に反する登録を発見した場合、その商標を直接無効と宣言することができる。一方、特許については、誠実信用の原則に違反しているのに運よく特許権が付与された場合、他者により無効宣告が請求されてからこそ、国家知識産権局が無効審判を開始し、その特許を無効と宣言することができる。

4. 処罰の違い

誠実信用の原則に違反した特許出願は、商標出願に比べて処罰がより厳しい。悪意のある商標登録に対しては、市場監督管理部門より違法所得の3倍、最高で3万元以下の罰金を科すことができる。一方、特許出願については、誠実信用の原則に違反した場合、罰金額は最高で10万元となる。また、国家知識産権局は、異常な特許出願に対して、費用の減額不承認、出願人および代理機関への助成金や報奨金の不支給、特許出願件数の削減、公示、行政処罰を受けた出願人を信用不良リストに掲載するなどの処罰を課すことができる。

商標と特許の機能や性質の違い、および法令で定められた訂正や救済手段の違いにより、誠実信用の原則の商標および専利審査における適用場面、審査基準、処置の方法、処罰の程度には差異がある。専利法規における誠実信用の原則に関する規定はさらに具体化される必要があるが、商標と専利審査に誠実信用の原則を導入することは、出願の品質向上、真の技術革新、そして優れたブランド文化の構築に貢献し、中国企業の発展に良好な経営と競争の環境を創出するのに役立っている。

著者プロフィール

常雅慧氏は2020年に西南政法大学を卒業し、法学学士号を取得した。2022年にボストン大学法学部を卒業し、法学修士号を取得した。2023年に当社に入社し、主に商標登録、知的財産権訴訟、知的財産権税関への届出及びインターネット上の権利侵害への対応等に従事している。

郭春曦氏は2010年に北京航空航天大学自動化専攻で工学学士号を、2012年に中国人民大学知的財産権法専攻で法学学士号を、2014年に米ジョン・マーシャルロースクール(The John Marshall Law School)で法学修士号をそれぞれ取得した。2014年に当社に入社し、知的財産権に関わる法律コンサルティング、税関での保護、不正競争防止、海賊版及び模倣品の差止め、コンピュータ及び作品の著作権登録、ドメイン名登録及び紛争解決並びにコンピュータ分野の特許出願及びコンサルティング等に従事している。

最高人民法院知的財産権 裁判所の判決要旨(2023)

2024年10月号に続く

最高人民法院知的財産権裁判所は技術関連の知的財産権および独占禁止関連案件における司法理念、審理方針、裁判方法を集中的に告示するために、2023年に審結した4562件の案件から96件を選び、104の要旨を抽出し、『最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨概要(2023)』を作成した。2024年2月23日に発表された当該「概要」は社会各界において研究、参考資料となっている。

四. 技術秘密案件

73. 営業秘密契約債権の侵害救済及び法律適用

【事件番号】(2021)最高法知民終814号

【裁判要旨】当事者が、他人から法により引き渡されるべきであるもののまだ引き渡しが行われていない営業秘密に対して契約債権を有しており、第三者が有意に当該営業秘密契約債権を侵害し、債権者の取引機会を不当に掠め取り、その競争優位性を破壊した場合、人民法院は、『不正競争防止法』第2条の規定により、この行為が不正競争に当たると判断することができる。

74. 技術秘密に関する合意と技術秘密構成要件の審査

【事件番号】(2021)最高法知民終1530号

【裁判要旨】当事者が和解書を締結するなどして、技術秘密の構成、帰属、侵害および責任等で合意に達した場合でも、その後の紛争事件において、人民法院は当事者の主張する技術情報が『不正競争防止法』に定義された技

術秘密に当たるかどうかについて審査し、判断する必要がある。

75. 会社役員に対する秘密保持措置の認定

【事件番号】(2021)最高法知民終312号

【裁判要旨】取締役、監査役と上級管理職が、会社が一般従業員とのみ秘密保持契約を締結しており、自分と個別の秘密保持契約を締結していないことを理由に、秘密保持措置が成立しないと主張した場合、人民法院は通常、これを支持しない。

76. 全技術秘密侵害の推定

【事件番号】(2021)最高法知民終1031号

【裁判要旨】権利者がプロセスフロー設計図一式の技術情報に対する保護を主張する技術秘密の侵害紛争案件において、被疑侵害者が権利者の設計図に接触するルートを有しており、また被疑侵害者の設計図もこのプロセスフローを完全に反映しており、その情報の一部が権利者の設計図における情報と実質的に同一であり、さらに非通用記号や誤字さえも一致するなどの状況があり、被疑侵害者がこれに対して合理的な解釈をすることが困難である場合には、権利者のプロセスフロー設計図一式の技術情報を不正に入手、使用したものと推定される。

77. 技術秘密開示の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終901号

【裁判要旨】被疑侵害者が、特定又は不特定の対象者に技術秘密情報又は媒体を提供する行為を実施したことで、その技術秘密が権利者の管理から逸脱して、他人に知られるようになった場合、人民法院は、当該行為が技術秘密の開示に当たると認めることができる。

78. 商業秘密の改善使用、否定使用の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終26号

【裁判要旨】被疑侵害者の実際に使用した情報が、係争商業秘密情報を踏まえ、修正、改良されたものであり、又は係争商業秘密情報に基づいて誤った研究開発ルートを避けて成し遂げたものである場合、それが係争商業秘密情報とある程度異なり、更には全然違うとしても、人民法院は、ケースバイケースで、当該係争商業秘密情報の改善使用又は否定使用に当たると認めることができる。

79. 代表取締役の技術秘密侵害認定

【事件番号】(2021)最高法知民終1031号

【裁判要旨】技術秘密の侵害紛争案件において、侵害行為が会社の意志も代表取締役の個人的意志も示す場合には、代表取締役と会社が共同して侵害を行ったと認めることができる。代表取締役が直接侵害行為を行っていないし、会社の侵害行為も代表取締役の個人的な意思を反映できない場合には、代表取締役と会社が共同侵害を構成すると認めることができない。

80. 代表取締役が企業による技術秘密取得のルートである場合の責任認定

【事件番号】(2021)最高法知民終1629号

【裁判要旨】被疑侵害企業が技術秘密を使用する権利侵害行為を直接実施し、かつ当該企業の代表取締役が当該企業による係争技術秘密取得のルートである場合、原則として代表取締役と企業が共同権利侵害を構成すると認定することができ、単に代表取締役が権利侵害行為を実施したことを直接証明する証拠がないことを理由に、その権利侵害責任を免除することはできない。

81. 顧客名簿経営秘密侵害事件における侵害停止責任の適用

【事件番号】(2021)最高法知民終312号

【裁判要旨】顧客名簿としての経営秘密の侵害禁止の核心は、「侵害者が当該経営秘密を踏み台にして、正当な方式で当該経営秘密情報を入手するために費やすべき時間、金銭コストを節約し、それによって権利者の競争優位性を弱める」ことを禁止することにある。被疑侵害者が既に元の組織を辞めてから比較的長い期間経過し、時間の経過及び市場の需給関係の変化に伴い、元の組織において把握していた経営秘密による競争優位性が明らかに弱まり、又はさらに、消えてしまった場合には、人民法院は状況に応じて当該営業秘密の使用を停止させる判断ができないことがある。

82. 技術秘密侵害事件における設備廃棄の適用

【事件番号】(2022)最高法知民終816号

【裁判要旨】技術秘密侵害紛争事件において、被疑侵害設備が技術秘密の担体を構成する場合、通常、当該設備の廃棄処分を命じる必要がある。廃棄の方式としては、実質的な改造などの措置を講じることが含まれ、改造の限度は当該設備が技術秘密の担体属性をもはや有しないようにすることを基準とする。

被疑侵害設備が技術秘密の担体ではなく、技術秘密侵害ツールだけに留まる場合、当該設備の廃棄は権利侵害行為の継続発生を差止めるための必要な措置ではなく、資源節約にも不利であるため、通常は必要性も合理性もなく、一般に当該設備の廃棄処分を命じるべきではない。ただし、侵害機器が侵害的な独占的使用であること、すなわち他に実質的

な非侵害的使用がないことを示す証拠がある場合を除く。

83. 秘密保持措置の修補、再築、強化にかかる費用の賠償

【事件番号】(2022)最高法知民終945号

【裁判要旨】技術秘密侵害紛争の場合、権利者が侵害により毀損された元の秘密保持措置を修補または再築するために要した費用、および損失を軽減し、損失の拡大の防止するための秘密保持措置の合理的強化に要した費用は、侵害損害賠償額に含めることができる。

84. 知的財産権侵害紛争及び技術秘密侵害紛争の共同処理

【事件番号】(2023)最高法知民終240号

【裁判要旨】コンピュータソフトウェアに係る同一の権利侵害行為について、人民法院が、被疑侵害者がコンピュータソフトウェア著作権を侵害したと認定し、民事責任を負うよう判決したにもかかわらず、権利者が、また当該行為が技術秘密を侵害したとして訴訟を提起し、同一の権利侵害者に民事責任を負うよう請求した場合、技術秘密侵害訴訟とコンピュータソフトウェア著作権侵害訴訟は、一般的に二重起訴に該当しないので、人民法院が起訴を棄却するのは妥当ではないが、被疑侵害者に二重にして民事責任を負わせないように避けるべきである。

五. 独占事件

85. 独占協定における固定価格の認定

【事件番号】(2023)最高法知行終29号

【裁判要旨】商品価格を固定する独占協定に係る固定価格方式には、最低価格の固定又は特定価格の直接設定を含むだけでなく、価格幅の固定又は価格を間接的にコントロール

できる計算方式、基準などの設定も含まれる。

86. ハブアンドスポーク型合意の認定

【事件番号】(2021)最高法知民終1315号

【裁判要旨】『独占禁止法』におけるハブアンドスポーク型合意とは、ハブ経営者が上流又は下流の複数のノード経営者とそれぞれ互いに平行な縦方向の合意を達成し、ノード経営者間には、中心位置にあるハブ経営者の組織、協調を介して横方向の共謀を達成し、ハブ経営者とノード経営者の共同作用の下で、競争を排除、制限する目的を実現するというものである。ハブアンドスポーク型合意は本質的にノード経営者間で達成された横の独占協定である。ハブ経営者がノード経営者を組織して横の独占協定を達成・実施する主観的故意が明らかである場合には、それが共同侵害を構成するか否かを審査・判断しなければならない。ハブ経営者がノード経営者の横の独占協定の達成、実施に実質的な援助を提供した場合、それが権利侵害援助を構成するか否かを審査・判断しなければならない。

87. 関連技術市場の画定及び市場力の認定

【事件番号】(2021)最高法知民終1482号

【裁判要旨】知的財産権に係る独占行為を認定する際には、具体的な事件の状況に応じて、知的財産権の行使にかかわる技術と、それと相互に代替可能な同類の技術との間の相互競争により構成される関連技術マーケットを画定する必要がある。関連技術マーケットに複数の競争技術が存在する場合、関連技術を実施する川下製品の市場シェアが関連技術マーケットの競争状況をより正確かつ簡便に反映できれば、当該川下製品のマーケットシェアに基づいて、川上技術マーケットにおける当該

技術経営者の市場力を評価することができる。

88. 川下市場の間接競争制約が中間投入品経営者の市場支配的地位認定に与える影響

【事件番号】(2020)最高法知民終1140号

【裁判要旨】中間投入品経営者の市場支配的地位を判断する際に、経営者が直面する実際の競争制約は直接的であっても間接的であってもよい。川下市場の間接競争制約が中間投入品経営者の行為に十分な影響を与えることができる場合、中間投入品市場の支配的地位を認定する際に、間接競争制約を十分に考慮すべきである。

89. 不当高価格行為の認定と規制

【事件番号】(2020)最高法知民終1140号

【裁判要旨】不当高価格行為の認定と規制については、特に慎重に行うべきである。一般的には、まず高価格行為が起きていた関連市場の競争状況とイノベーションリスクを分析することで、考慮すべき要素とその重点を明確にすることができる。次に、収益率分析、利益分析、価格比較分析等の経済分析手段を利用して、被疑価格が不当高価格に該当するかを初歩的に認定することができる。最後に競争効果と消費者福祉の2つの面から初歩的な結論を見直し、最終的な認定を下すことができる。

90. 知的財産権の行使と競争排除・制限の効果の認定

【事件番号】(2020)最高法知民終1140号

【裁判要旨】被疑独占行為が有効な知的財産権の行使を伴う場合、被疑独占行為の競争排除・制限の効果の分析は、法律に従った知的財産権の適宜な行使によって必然的にもたらされる効果を考慮に入れる必要がある。いわ

ゆる競争排除・制限の効果が法律に従った特定の知的財産権の適宜な行使の必然的なものであり、法律によって当該知的財産権に付与された法的効力の範囲を超えていない場合、それは『独占禁止法』でいう競争排除・制限の効果に該当しない。

91. 取引拒絶行為の侵害停止責任の負担方式

【事件番号】(2021)最高法知民終242号

【裁判要旨】取引拒絶行為が発生する前に、市場支配的地位を有する経営者と拒絶された取引対象との間に関連取引が存在し、特に比較的安定した取引関係が形成された場合には、原告の請求に基づき、拒絶された取引対象との間の取引を再開するよう当該経営者に命じることができる。

92. 取引拒絶行為の損害賠償の計算

【事件番号】(2021)最高法知民終242号

【裁判要旨】取引拒絶行為により被った損失には、直接損失と逸失利益が含まれる。このうち、逸失利益とは、一般的に取引相手方が取引を拒否されたために減損した見込み利益を指す。この部分の損失を認定する際には、市場支配的地位を有する事業者と拒絶された取引相手方との間に長期的な取引関係が存在していたなど、被疑行為が発生する前に、取引相手方は、明確な見込み利益を備えていなければならない。逸失利益を計算する際には、原則として取得可能利益の総額から関連取引を行うための必要な取引コストを控除しなければならない。拒絶された取引相手方が、取引拒絶行為により損失を被ったことを証明する証拠を有しているが、損失金額の確定が困難な場合、人民法院は拒絶された取引相手方の主張及び事件の証拠に基づき、取引拒絶行為の持続

期間、影響の程度に応じ、その他の同業界経営者の同種の取引における利益獲得状況に照らして、合理的な賠償金額を総合的に確定することもできる。

93. 特定行為が独占を構成することを確認するためのみの提訴の取り扱い

【事件番号】(2021)最高法知民終2131号

【裁判要旨】原告が人民法院に対して、被告の特定行為が独占を構成することを確認するよう請求するだけで、被告に民事責任を負わせることを請求しない場合、当該提訴は訴訟の利益を有しない、すなわち訴訟の必要性和実効性を有しない場合、人民法院は訴訟を受理しない又は棄却する裁定を下すことができる。

六. コンピュータソフトウェア事件

94. 「オープンソースソフトウェア」著作権侵害事件における管理者の原告資格

【事件番号】(2021)最高法知民終2063号

【審判要旨】オープンソースソフトウェアのプロジェクト管理者は、ソフトウェアのソースコードの形成において一般的に決定的な役割を果たしている。貢献者が当該オープンソースプロジェクトに積極的に参加することは、プロジェクト管理者からの侵害訴訟の提起に黙示的に同意したものとみなされるべきである。一般に、プロジェクト管理者は、他の貢献者の授權を得ずに、自身の名義で侵害訴訟を提起することができる。

95. 「オープンソースソフトウェア」著作権侵害事件における権利基礎の認定

【事件番号】(2021)最高法知民終51号

【裁判要旨】コンピュータソフトウェア著作権侵害事件において、係争ソフトウェア開発者が

オープンソース義務を果たしていないかどうかと、その独創的貢献に基づいて係争ソフトウェア著作権を享有しているか否かは必然的に関連するものではない。被疑侵害者が、係争ソフトウェアの開発者がオープンソース協定に基づいてオープンソースを公開しなかったとして、係争ソフトウェアの著作権を侵害しないと抗弁した場合、人民法院は一般的にこれを支持しない。

96. 「部分的複製」行為に対するコンピュータソフトウェア著作権侵害の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終1605号

【裁判要旨】コンピュータソフトウェアにおいて相対的に独立した機能を実現できるいかなる独創的な表現も著作権の保護を受ける。複製の数又は割合は、必ずしも権利侵害行為の性質の認定に影響するとは限らない。

97. インターネットユーザーの著作権侵害行為をインターネットプラットフォーム経営者の行為とみなす認定

【事件番号】(2021)最高法知民終2365号

【裁判要旨】ネットユーザーのコンテンツ提供行為をネットプラットフォーム経営者の行為とみなすことができるか否かを判断するには、プラットフォームの性質、ユーザーの身分及びプラットフォームとの関係、具体的な被疑侵害行為の内容等の事実から分析することができる。例えば、プラットフォームとユーザーとの間に管理又は支配関係が存在し、ユーザーがその管理者としての地位に基づいて長期的・安定的にプラットフォームに関連する投稿等の行為を行っていた場合、プラットフォームが当該行為を実施したとみなすことができ、両者の間に労使関係が存在するか否かは当該行為の

性質の認定に影響を及ぼさない。

七. 技術類知的財産権契約案件

98. 国益を損なう悪質な結託の認定と処理

【事件番号】(2021)最高法知民終1311号

【裁判要旨】当事者が技術開発の協力を名目として政府の技術研究開発特別経費をだまし取り、虚偽の意思表示をした場合、国益を損なう悪質な結託に該当し、人民法院は技術開発契約を無効と認定し、犯罪容疑の手がかりを関係機関に移送して処理しなければならない。

99. 架空・捏造の発明創造に係る専利代理契約の効力認定及び処理

【事件番号】(2021)最高法知民終1068号

【裁判要旨】特許出願は真実の発明創造活動を基礎としなければならない。架空・捏造の発明創造を対象とする契約について、人民法院は無効と認定し、かつ法により違法容疑の手がかりを関係機関に移送して処理しなければならない。

100. 契約の無効と認定された後の処理方法

【事件番号】(2021)最高法知民終2005号

【裁判要旨】民事上の法律行為の有効性が否定された後、次にどのように処理するかは、その行為の性質、無効の理由等に応じて定められ、財産の返還、代価弁償、損失補償の問題は、すべての場合に存在するわけではない。関連財産の性質と処理について法律に別段の規定がある場合、その規定に基づき処理しなければならない。

101. 虚偽のコンピュータソフトウェア開発契約の締結によって犯罪行為の実施を隠蔽した場合の処理

【事件番号】(2022)最高法知民終1408号

【裁判要旨】事件の証拠により、双方の当事者がいわゆるコンピュータソフトウェア開発契約を締結し、履行した真の目的が犯罪行為の共謀実施を隠蔽するためであることが判明した場合、人民法院は、双方当事者の間に争議される法律関係が性質上、コンピュータソフトウェア開発契約紛争に属しないと認定し、法により起訴を棄却すると裁定し、かつ犯罪容疑の手がかりを関係機関に移送して処理しなければならない。

八. 手続的事件

102. 本件の被告行為であるか否かが侵害行為発生地の管轄連結点の認定に与える影響

【事件番号】(2022)最高法知民管轄終310号

【裁判要旨】権利侵害行為の実施地という権利侵害行為は通常、本件の被疑侵害行為でなければならない。権利侵害行為の実施地に対応する権利侵害行為が本件の被疑侵害行為ではない場合、それは本件に係る紛争と実質的な関連性を有せず、本件の管轄連結点を構成しない。

103. オンライン販売行為における第三者出荷の場合の侵害地の確定

【事件番号】(2023)最高法知民管轄終170号

【裁判要旨】インターネットを通じて販売されている被疑製品が、購入者がオーダーを提出した後に販売者が第三者から対応の商品を購入し、かつ当該第三者に直接商品を購入者に郵送するよう指示した場合、当該第三者の引渡し行為と出荷地は販売者の行為と出荷地と認定すべきであり、当該出荷地は当該販売者を被告とする権利侵害事件の管轄連結点を構成することができる。

104. 管轄権異議の先行裁定

【事件番号】(2023)最高法知民管轄終242号

【裁判要旨】被告が複数ある事件の場合、各被告はそれぞれ各自の訴訟権利を行使して管轄権異議を提出することができる。起訴状を受けた法院は他の被告の訴訟権利に影響を及ぼさない前提の下で、一部の被告が先に提出した管轄権異議について先行して裁定を下すことができる。

情報源：北京知識産権法院

「カバー曲」の著作権について

カバー曲は、音楽作品の拡散や宣伝に不可欠な演出形態である。従来の音楽番組でのカバー曲であれ、オンライン音楽プラットフォーム、ショートビデオプラットフォーム、ライブ配信プラットフォームでのカバー曲であれ、いずれも音楽作品の拡散や宣伝に積極的な役割を果たしているが、カバー曲の演出者は楽曲の著作権者の権利を尊重し、演出前に適切な許諾を得なければならない。

1. カバー曲とは

カバー曲とは、すでに公開され、他人によって歌われた楽曲を出演者が改めて演出する行為を指す。カバー曲には通常、以下の形態がある。

- ① 原曲の歌詞や曲を変えずにそのまま歌うこと。
- ② 曲を変えずに歌詞を変えたり、歌詞を変えずに曲を変えたり、または歌詞と曲を両方とも変えて歌うこと。
- ③ 再アレンジしてカバー曲にすること。すなわち、原曲の歌詞、曲、主旋律を変えずに、その楽器編成、リズム、ハーモニー、メロディーなどの要素を変えて歌うこと。
- ④ 歌い継ぎ、すなわち原曲の歌詞や曲を変えずに、複数の楽曲をつないで歌うこと。
- ⑤ メドレー、すなわち複数の楽曲の主要部をつないで、シームレスに流れるようにアレンジすることによって、新しいまとまりのある曲にして歌うこと。

2. カバー曲に関わる著作権

- ① 複製権：カバー曲を物理的なレコードにして発売する場合でも、オンライン音楽プラットフォームで配信する場合でも、複製権の許諾を得なければならない。
- ② 頒布権：カバー曲のオリジナルまたはコピーを販売または贈与により公衆に提供するには、頒布権の許諾を得なければならない。
- ③ 公演権：すなわち作品を公演し、およびあらゆる手段で作品の公演を公衆に放送する権利を指し、出演者は公演前に公演権の許諾を得なければならない。
- ④ 放送権：ラジオ局やテレビ局を通じてカバー曲を放送または中継放送する場合、ラジオ局やテレビ局は放送権の許諾を得なければならない。
- ⑤ 情報ネットワーク伝達権：オンライン音楽プラットフォームやショートビデオプラットフォームなどのオンラインプラットフォームを通じて共有または拡散する場合は、情報ネットワーク伝達権の許諾を得なければならない。
- ⑥ 翻案権：すなわち著作物を変更し、創作性を有する新しい著作物を生み出す権利である。翻案権の許諾が必要なのは、上記の2番目のカバー形態、すなわち、曲を変えずに歌詞を変えたり、歌詞を変えずに曲を変えたり、または歌詞と曲を両方とも変えてカバーすることである。一方、再アレンジしてカバーすることは、原曲の歌詞、曲、主旋律を変更せず、新たな著作物を生み出すことにはならないため、翻案権には関係しない。
- ⑦ 編集権：すなわち著作物または著作物の断

片を選択または編曲することによって、取りま
とめて新しい著作物にする権利である。メド
レーの場合にのみ、編集権の許諾を得なけれ
ばならない。

3. 許諾の取得方法

音楽著作物の著作権者は通常、歌詞または
楽曲の作者であり、著作権者は、その著作権
の管理を代行する権限を集中管理団体に付
与することも可能である。中国では、主な集中
管理団体は中国音楽著作権協会（「音著協」
と略称する）であり、複製権、公演権、放送権
および情報ネットワーク伝達権の管理を代行
している。頒布権、翻案権および編集権につ
いては、音著協を通じて著作権者に連絡し、
許諾について交渉することができる。

結論として、カバー演出者は、権利侵害の
リスクを回避するために、演出の必要に応じて、
著作権者または集中管理団体に事前に連絡
し、許諾を得なければならない。

2025年の中国本土・香港・ マカオ・台湾の祝日のご案内

中国国家知識財産局、香港知識産権署、マ
カオ特別行政区経済・科学技術発展局、台湾
經濟部智慧財産局の2025年の祝日を下記に
まとめましたのでご案内いたします。案件の期
限管理にお役に立てれば幸いです。

中国本土

元旦	1月1日(水)
春節	1月28日(火)～2月4日(火)※1月26日(日)、2月8日(土)は振替出勤日

清明節	4月4日(金)～6日(日)
労働節	5月1日(木)～5日(月) ※4月27日(日)は振替出勤日
端午節	5月31日(土)～6月2日(月)
中秋節 & 国慶節	10月1日(水)～8日(水) ※9月28日(日)、10月11日(土)は振替出勤日

中国香港

元旦	1月1日(水)
春節(旧正月)	1月29日(水)～31日(金)
清明節	4月4日(金)
聖金曜日・耶穌受難節	4月18日(金)19日(土)
イースター・マンデー	4月21日(月)
労働節	5月1日(木)
釈迦誕生日(仏誕)	5月5日(月)
端午節	5月31日(土)
香港特別行政区設立記念日	7月1日(火)
国慶節	10月1日(水)
中秋節翌日	10月7日(火)
重陽節	10月29日(水)
クリスマス	12月25日(木)
クリスマスの次の平日	12月26日(金)

中国マカオ

元旦	1月1日(水)
春節(旧正月)	1月29日(水)～31日(金)
清明節	4月4日(金)
耶穌受難節	4月18日(金)
復活祭前日	4月19日(土)
労働節	5月1日(木)
釈迦誕生日 (仏誕)	5月5日(月)
端午節	5月31日(土)
国慶節	10月1日(水)2日(木)
中秋節翌日	10月7日(火)
重陽節	10月29日(水)
追思節	11月2日(日)
聖母マリア祭	12月8日(月)
マカオ特別行政 区設立記念 日	12月20日(土)
冬至	12月21日(日)
クリスマス前日	12月24日(水)
クリスマス	12月25日(木)

公務員の勤務免除日

旧歴の大晦日	1月28日(火)(午後休み)
大晦日	12月31日(水)(午後休み)

公務員の振替休日

復活祭前日の振替 休日	4月21日(月)
端午節の振替休日	6月2日(月)
追思節の振替休日	11月3日(月)
マカオ特別行政区 設立記念日の振替 休日	12月22日(月)
冬至の振替休日	12月23日(火)

中国台湾

元旦	1月1日(水)
春節(旧正月)	1月25日(土)～2月2日(日)
平和記念日	2月28日(金)
児童節(3日に振 替)	4月4日(金)
清明節	4月4日(金)
労働節	5月1日(木)
端午節(30日に振 替)	5月31日(土)
中秋節	10月6日(月)
辛亥革命記念日	10月10日(金)

感謝のすべて-パートナーの徐舒さんが定年退職する際

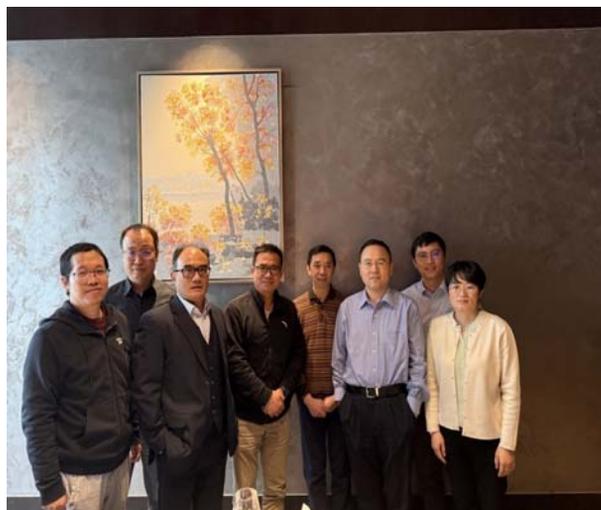
光陰矢の如し、気がつけば泛華偉業で十八年、知的財産業界で三十九年という歳月が過ぎ去ってしまいました。振り返ればまるで素晴らしい奇妙な旅のようであって、その旅路に幕を下ろそうとする今、尽きることのない感謝と、名残惜しさで胸がいっぱいです。



平凡を非凡へと昇華させ、シンプルを奥深いものへと変え、常に完璧を追い求め続けること、それこそが私たちの生涯の目標です。私たちは共に卓越を追い求め、肩を並べて挑戦に立ち向かい、あらゆる精進を喜び、あらゆる成果を祝福し、共に非凡なるものを創り上げてきました。

私の人生に指針を与え、助けてくださった全ての方々、同僚の皆さま、そしてすべての協力者の方々に、心から敬意を申し上げます。皆様から惜しまぬ友情、信頼、支援、協力をいただき、本当にありがとうございます。もし自分のキャリアがそれなり輝かしいものだったと言えるのであれば、それは間違いなく皆さまのおかげでした、困難な時には励し、成功の瞬間には一緒に喜んでくださった皆さまのおかげで

す。一つ一つの努力、数えきれない協力は、私たちのかけがえのない大切な思い出となるでしょう。



これから例え離れていても、私たちはお互いの物語を分かち合い続けることでしょう。私たちは幾多の春夏秋冬を共に歩んできましたし、そして冬が去れば、必ず新たな人生が開き美しい春が訪れます。さようなら、私の友達よ。

私たちの未来が光と希望に満ちたものでありますように。そして、泛華偉業がいつまでも堅実で、効率的で、勇敢に前進する企業でありつつ、春のように温かな大家族であり続けますように祈っています。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：黄娜、王嵐、趙晓輝、徐舒
訳審：王珍珍、趙亜芝、金丹
レイアウト：董順順、臧晗彤